

審査ニュース 148号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、請求レセプトの一次審査における審査委員会の疑義についてご紹介します。調剤料の算定において、同一成分ではあるが異なる剤型や異なる銘柄が混在する場合、算定ミスを起こしやすいようです。

キチンと請求したつもりが査定された事例、または請求には間違いがなく原審となった事例を紹介します。算定要件をもう一度整理し、今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は調剤料の算定に関する下記の事例について解説します。

- ・ 同一銘柄の普通錠と口腔内崩壊錠について
- ・ 同一成分の先発品と後発品について
- ・ 一包化加算における種類の考え方について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

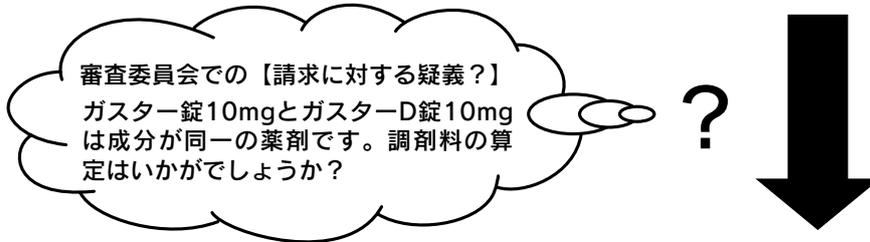
審査ニュース

事例1 (調剤料 査定事例)

A錠 50mg	2錠	1日2回朝夕食後	28日分
ガスター錠 10mg	1錠	1日1回朝食後	28日分
ガスター-D錠 10mg	1錠	1日1回夕食後	28日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	
2	1	11・1	11・1	ガスター錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	3	28	81	84	
3	1	11・1	11・1	ガスター-D錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 夕食後	3	28	81	84	
摘要									



〈審査結果〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	
2	1	11・1	11・1	ガスター錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	3	28	81	84	
3	1	11・1	11・1	ガスター-D錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 夕食後	3	28	81	84	
摘要									

※ガスター錠10mg（普通錠）とガスター-D錠10mg（口腔内崩壊錠）を別々の銘柄として算定し、調剤料を個々に算定しています。同一銘柄において普通錠と口腔内崩壊錠が薬価収載される場合は別銘柄とは考えられていません。審査結果としてNo2とNo3の処方1日2回、朝夕食後の処方と審査され、No1の調剤料のみ原審、No2とNo3の調剤料は査定となりました。この処方において先ず行うべきは、処方医に疑義照会を行い処方意図の確認とどちらかの製剤に“統一するか否か”の提案をすべきものと思われま。疑義照会の結果、医師の回答が処方通りであった場合はNo1の調剤料のみ算定となります。

〈事例処方の正しいレセプト〉

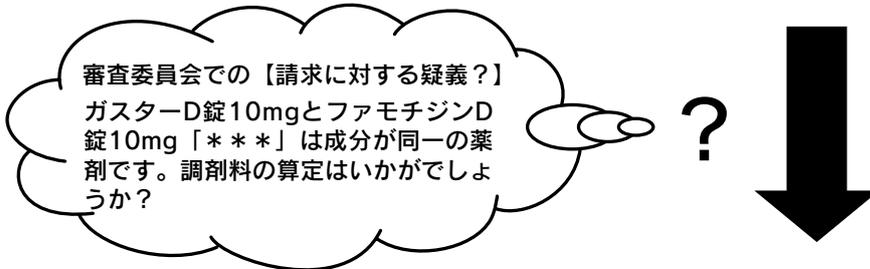
No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	
2	1	11・1	11・1	ガスター錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	3	28	0	84	
3	1	11・1	11・1	ガスター-D錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 夕食後	3	28	0	84	
摘要									

事例2 (調剤料 原審事例)

A錠 50mg	2錠	1日2回朝夕食後	28日分
ガスターD錠 10mg	1錠	1日1回朝食後	28日分
ファモチジンD錠10mg「***」	1錠	1日1回夕食後	28日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	
2	1	11・1	11・1	ガスターD錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	3	28	81	84	
3	1	11・1	11・1	ファモチジンD錠10mg「***」 1錠 【内服】1日1回 夕食後	2	28	81	56	
摘要									



〈審査結果〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	
2	1	11・1	11・1	ガスターD錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	3	28	81	84	
3	1	11・1	11・1	ファモチジンD錠10mg「***」 1錠 【内服】1日1回 夕食後	2	28	81	56	
摘要									

※ガスターD錠10mg（先発医薬品）とファモチジンD錠10mg「***」（後発医薬品）を別銘柄として算定し、調剤料を個々に算定していることに対する保険者からの疑義です。先発医薬品と後発医薬品は別銘柄とは考えられていますので、この場合は原審となります。

この処方において先ず行うべきは、調剤の段階で処方医に疑義照会を行い処方意図の確認とどちらかの製剤に“統一するか否か”の提案をすべきものと思われます。疑義照会の結果、医師の回答が処方通りの指示であった場合は、調剤料算定は原審となります。摘要欄等に経緯を記載しておけば保険者からの疑義は無いのではないかと思います。

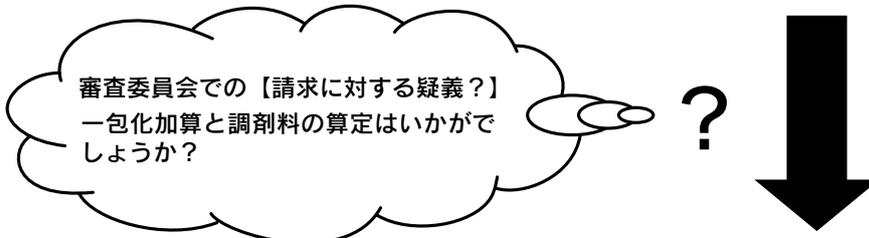
審査ニュース

事例3 (一包化加算 査定事例)

(A錠 50mg 2錠 1日2回朝夕食後 28日分
 B錠 10mg 1錠 1日1回朝食前 28日分
 A錠 25mg 1錠 1日1回朝食後 28日分 一包化)

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	包120
2	1	11・1	11・1	B錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食前	15	28	81	420	
3	1	11・1	11・1	A錠 25mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	10	28	81	280	包
摘要									



〈審査結果〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	包120
2	1	11・1	11・1	B錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食前	15	28	81	420	
3	1	11・1	11・1	A錠 25mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	10	28	81	280	包
摘要									

※No1とNo3は同一銘柄の規格違いで、用法こそ違いますが、同一銘柄の場合は剤をまとめなければなりません。
 A錠については1日2回の服用で朝食後にA錠の50mgと25mgを各1錠、夕食後に50mgを1錠服用の1剤となります。
 請求については、調剤料は2剤を算定、一包化加算の算定については“重なる剤”が無いことから算定できません。

〈事例処方の正しいレセプト〉

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	11・1	11・1	A錠 50mg 2錠 【内服】1日2回 朝夕食後	20	28	81	560	
2	1	11・1	11・1	B錠 10mg 1錠 【内服】1日1回 朝食前	15	28	81	420	
3	1	11・1	11・1	A錠 25mg 1錠 【内服】1日1回 朝食後	10	28	0	280	
摘要									

< 支払基金の「突合点検」結果について >

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容	投与 日数	誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
ザジテン点鼻液 0.05% 6.048mg	8ml		ザジテン点鼻液 0.05% 6.048mg	8ml	医療機関名の誤入力	全て0	A
フロリードゲル経口用2%	20g		フロリードゲル経口用2%	30g	処方箋内容と不一致(入力誤り)	30g ⇒20gに査定	B
シングレア細粒4mg	1包		シングレア細粒4mg	7包	処方箋内容と不一致(入力誤り)	7包 ⇒1包に査定	B
パナルジン錠100mg	1錠		パナルジン錠100mg	1錠	医療機関名の誤入力	全て0	A
グラクティブ錠50mg	1錠		グラクティブ錠50mg	1錠			
メトグルコ錠250mg			メトグルコ錠250mg				
ムコダインDS50%	3g		ムコダインDS50%	11g	処方箋内容と不一致(入力誤り)	11g ⇒3gに査定	B